

公 示

個人タクシーの特例新規許可に係るくじ引きの実施について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	3
自動車特定整備事業者の行政処分について	・・・	4

公 示

◎個人タクシーの特例新規許可に係るくじ引きの実施について

令和4年10月18日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の参入枠を超えた場合のくじ引きの取扱いについて」に基づき、参入枠を上回る申請があったので下記によりくじ引きを実施する。

令和8年2月5日

関 東 運 輸 局 長

記

実 施 日	令和8年2月26日（木）
対 象 営 業 区 域	埼玉県 県南中央交通圏
実 施 時 間	13時10分～14時30分
実 施 会 場	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 関東運輸局 18F 会議室

（備考）問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 045-211-7246

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年2月5日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B38号 西田 尚

1. 令和8年1月5日
2. 埼玉北部地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 下限運賃

公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名

株式会社TDG
代表取締役 唐 徳剛

2. 事業場の名称、所在地、認証番号

唐自動車整備工場
神奈川県横浜市都筑区川向町4番地1
認証番号 第2-6261号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和8年1月26日 から
令和8年2月19日 まで 25日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項、
同法第91条の2、同法第91条の3及び同法第93条第2号の規定違反

令和8年1月26日

関東運輸局長 藤田 礼子